国税関係資料③(し好品課税、エネルギー関係諸税等)

目 次

•	酒税の税率	1
•	酒類課税数量と課税額の推移	2
•	ビール・発泡酒の課税数量と発泡酒比率の推移(大手5社ベース)	3
•	ビール・発泡酒の課税額の推移	4
•	欧米諸国の酒税制度の概要	5
•	たばこ税等の税率	6
•	紙巻たばこの税負担割合等の推移(旧3級品を除く)	7
•	紙巻たばこの販売数量の推移 ····································	8
•	諸外国の紙巻たばこの税負担割合等	9
•	諸外国の紙巻たばこのたばこ税の動向	10
•	WHOたばこ対策枠組条約について	11
•	特定財源等の概要(平成14年度予算・地方財政計画額)	12
•	揮発油税収と道路整備費について	15
•	O E C D 諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税(2001年第1四半期) ····································	16
•	自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較(試算)	17
•	地球温暖化対策推進大綱 (抄)	18

酒税の税率

(参考)通常商品1本当たりの酒税額等

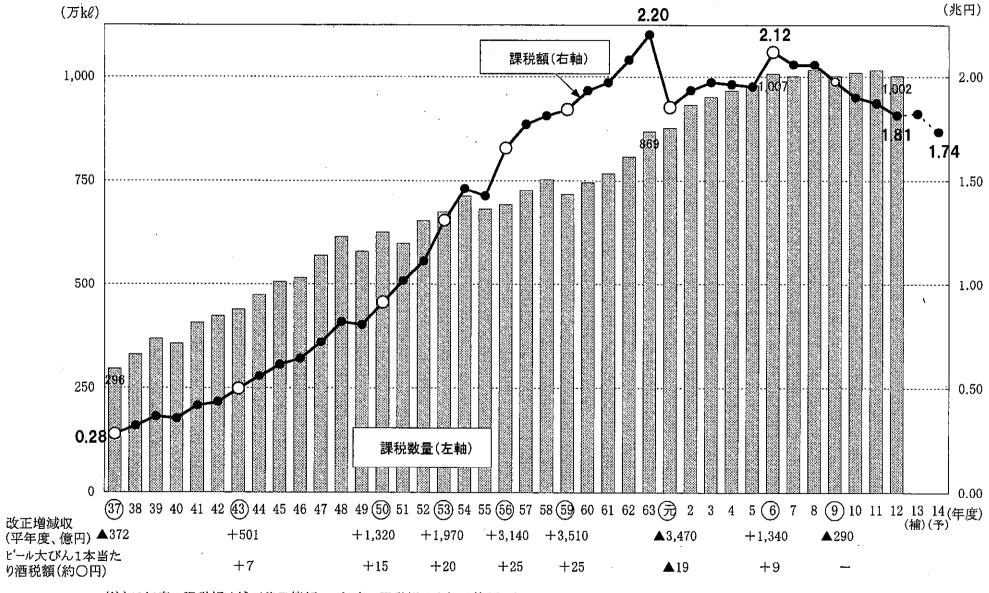
	区分	アルコール分	1kℓ当たり税率	アルコール分 1度当たり税率
			円	円
	清酒酒	15.0	140,500	9,367
	合 成 清 酒	15.0	79,300	5,287
		20.0	198,480	
	しょうちゅう	25.0	248,100	9,924
		35.0	347,340	
	み り ん	13.5	21,600	1,600
	ビ ー ル	1	222,000	44,400
果実	果 実 酒	1	56,500	4,708
酒 類	甘味果実酒	12.0	98,600	8,217
r	ウィスキー類	40.0	409,000	10,225
	スピリッツ類	37.0	367,188	9,924
ı	リキュール 類	12.0	119,088	9,924
	発泡酒(麦芽50%以上)	_	222,000	44,400
	〃 (麦芽25~50%未満)	_	152,700	30,540
雑 酒	〃(その他)	_	105,000	21,000
	粉末酒	_	320,500	
	その他の雑酒(みりん類似) " (その他)	13.5 12.0	21,600 98,600	1,600 8,217
	" (その他)	12.0	30,000	0,217

標準的な価格 (消費税抜き)	1本当たり	酒 税
(消費税抜き)	ひ ∤ 正 1⊻ ☆∓	
	の酒税額	負担率
円	円	%
· ·		13.8
777	101.16	13.0
1,058	142.74	13.5
1,370	446.58	32.6
1,620	446.58	27.6
1 184	38.88	3.3
1,104	30.00	3.3
218	77.70	35.6
780	40.68	5.2
540	63.27	11.7
1,510	286.30	19.0
980	285.81	29.2
140	27.78	19.8
145	36.75	25.3
	1,835 777 1,058 1,370 1,620 1,184 218 780 540 1,510 980 140	1,835 777 101.16 1,058 142.74 1,370 446.58 1,620 446.58 1,184 38.88 218 77.70 780 40.68 540 63.27 1,510 286.30 980 285.81 140 27.78

2. アルコール分1度当たりの税率のうち、ビール・発泡酒はアルコール分を5度、果実酒は12度として算出している。

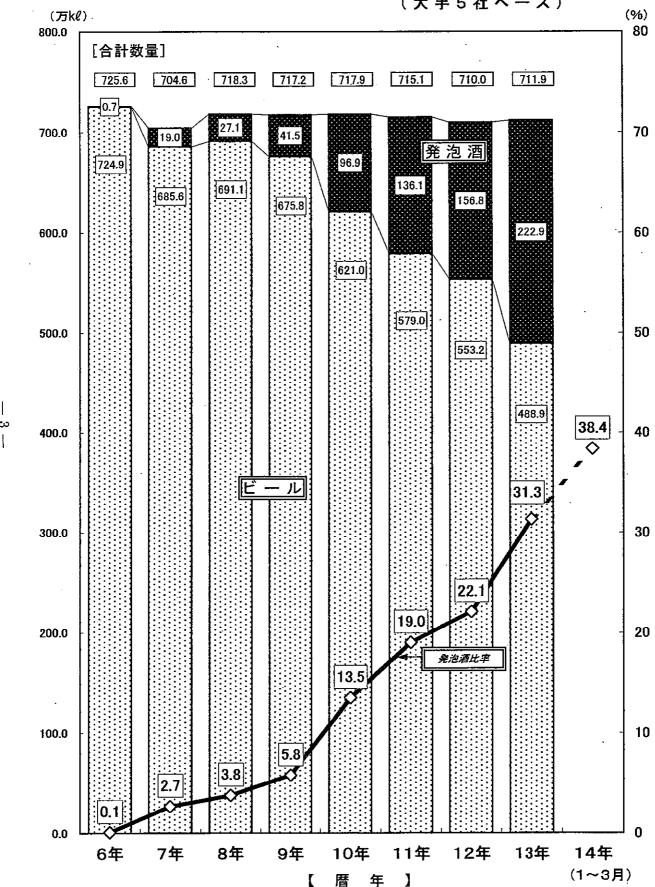
⁽注)1. アルコール分は、基準アルコール分である。

酒類課税数量と課税額の推移

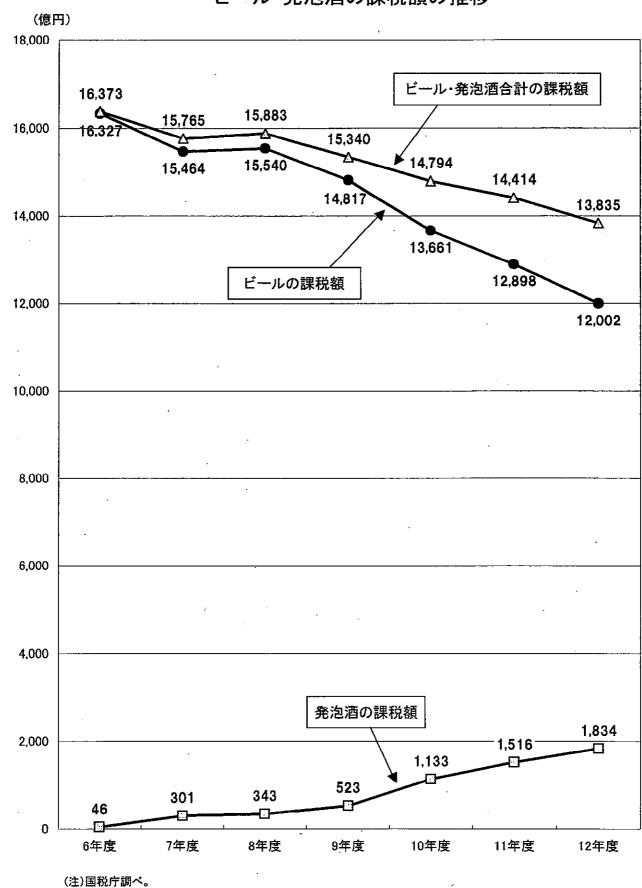


(注)13年度の課税額は補正後予算額、14年度の課税額は当初予算額である。

ビール・発泡酒の課税数量と発泡酒比率の推移 (大手5社ベース)



ビール・発泡酒の課税額の推移



(平成14年(2002年)1月現在)

区分	E C	指令		1	ギ	IJ	ス	۴	1	ッ	フ	ラ	ン	ス	7	7	メ	IJ	カ
税目	アルコール税		酒秭	į				蒸留酒専売 発泡ぶどう		ール税(州税) 間製品税				-ル等消費 雪等流通税	酒税				
主な税率	純アルコール・ただし、 1,00 税率を適用していの税率を引き下げ 1,000ユーロ超の ている加盟国は 満に引き下げてに (2) ビール 1 h ℓ につき 1 プラトー度 スは、 1 h ℓ につき アルコール1 ほ	Th ℓにつき 550ユーロ以上 550ユーロ以下のいる加盟国はそずではなら適用口はなら適用口未ならない。	(2) (3) (3) (3) (3) (3) (5) (4)	<u>ビ最コ ぶ1棟度度</u> 22純 泡1度度 1度度度22純 泡1度度 15度度 22 15度度 25 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	コ 日 1 酒に 5 15度 コ あに 5度 酒に 1 度 ・つ 度度度 ー るつ度度 つい 1 年 2 以以下 ル もき以下 き	19.8	56ポンド つきポンド 89ポ <u>酒</u> 58ポポポンド 42ポポンド 82ポポンド	(1) <u>蒸純</u> (2) (2) (3) (4) (3) (4) (5) (2) (3) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	専コ 税にト トキの示 どぶつ ー 製つ ー売ー つー ースグさ うどき ル 品き ル益ル き度 度のラれ 酒う 濃 濃度 しまムる 及酒 度 度	h ℓ につき 1,303ユーロ とに 0.787ユーロ は、ピールの 本濃度で、ビ 当たりのグラ ・ び中間製品税	(1) アル東ア (1) アル東ア (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (3) (4) (3) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	ル ア ア ア ア ア ア の で の で の の の の の の の の の の の の の	費・1 ア つぶ酒 税つ 度 んつ酒 ど 税 ト ル 1 きど き 数 ごき うごき られ 2 液 8 液 2 液 2	につき 835ユーロ 1 <u>ール製品</u> 450ユーロ 54ユーロ 7ルコール 2.8度ユーロ 7ルコール 1.30ユーロ 1.60ユーロ 1.40ユーロ	(2) <u>上</u> 3 (3) <u>之</u> (4) <u>季</u>	1	ン酉ン以超超ー超どンン炭 ルルガー・に に下214フェラにパ酸 一分ロニョウ で度度ナ 酒つご酒 フ50ン	き き 以以打 き等 ・度) クガコ コード・ウェー フェー・ファイン コー・フェーン	3.50ドル 3.40ドル 3.30ドル ンとはア の3.7854
備考	付加価値税 標準税率	45ユーロ以上	7. (発	.5度超8 <u>物性の</u> 1 h ℓ .5度超8	.5 度以 あるも につき .5 度以	下 39.: <u>の</u>) 下166.:	21ポンド 70ポンド 17.5%	ている	もの、あ一定以上	るいは、炭酸	(C) <u>以</u> 付加価値) <u>んご酒等</u>	_	19.6 %	-	ビ ボ ・市酒 蒸 ビ ぶ	ーと 脱留 ーと 随酒 ルう 度上 発 上 税	12. 18. 1 ガロ のみ	50セント 93セント ンにつき 1.00ドル 12セント 1.00ドル

たばこ税等の税率

区分	日のたばっぴ	地方のたばこ税			/I> ±1	4_14 — # ± □114	<i>△</i> ±
種類	国のたばこ税・	道府県	市町村	計	小計	たばこ特別税	合 計
紙 巻 た ば こ	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)	(円/千本)
パイプたばこ							
葉 巻 た ば こ	2,716	868	2,668	3,536	6,252	} 820	} 7,072
刻 み た ば こ かみ用及びかぎ用の製造たばこ				J		,	
旧3級品の紙巻たばこ	1,289	413	1,266	1,679	2,968	389	3,357
平成14年度予算· 地方財政計画額	(億円) 8,480	(億円) 2,713	(億円) 8,339	(億円) 11,052	(億円) (19,532)	(億円) 2,558	(億円) (22,090)

(注)1. たばこ特別税は平成10年12月1日から施行。

また、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた(平成11年5月1日から施行。410円/千本(旧3級品は195円/千本))。その結果、国のたばこ税とたばこ特別税の合計の千本当たりの税率は3,536円/千本(地方のたばこ税の合計に同じ。)となっている。

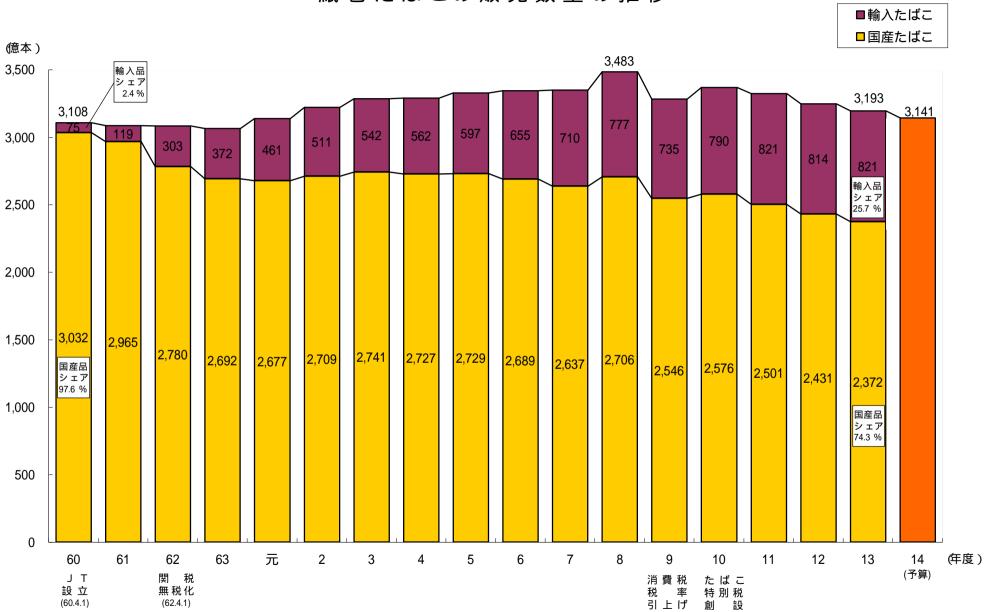
- 2. 国のたばこ税収(8,480億円)のうち、25%は地方交付税として地方に配分される。
- 3. パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。
- 4. 旧 3 級品の紙巻たばことは、エコー(150円)、わかば(160円)、しんせい(150円)、ゴールデンバット(110円)、バイオレット(150円)及び ウルマ(160円)の 6 銘柄の紙巻たばこをいう。

紙巻たばこの税負担割合等の推移(旧3級品を除く)

年度	平均価格	消費税額	消費税抜き 平均価格	国・地方の たばこ税額	たばこ税の 負 担 割 合	合 計 税 額 (たばこ税・消費税) の負担割合
元	円 / 20本	6.54	円 / 20本	円 125.04	% 57.3	% 58.5
2	2 2 6 . 0 1	6 . 5 8	2 1 9 . 4 3	1 2 5 . 0 4	57.0	58.2
3	2 2 7 . 4 5	6 . 6 2	2 2 0 . 8 3	1 2 5 . 0 4	56.6	57.9
4	2 2 8 . 4 0	6 . 6 5	221.75	1 2 5 . 0 4	56.4	57.7
5	2 2 9 . 3 1	6 . 6 7	2 2 2 . 6 4	1 2 5 . 0 4	56.2	57.4
6	230.15	6 . 7 0	2 2 3 . 4 5	1 2 5 . 0 4	56.0	57.2
7	230.57	6 . 7 1	2 2 3 . 8 6	1 2 5 . 0 4	55.9	57.1
8	2 3 1 . 0 1	6 . 7 2	2 2 4 . 2 9	1 2 5 . 0 4	55.7	57.0
9	239.09	11.38	227.71	1 2 5 . 0 4	5 4 . 9	57.1
10(4~11)	2 3 9 . 0 4	11.38	227.66	1 2 5 . 0 4	5 4 . 9	57.1
10(12~3)	257.79	1 2 . 2 7	2 4 5 . 5 2	141.44	57.6	5 9 . 6
11	257.89	12.28	2 4 5 . 6 1	141.44	57.6	59.6
1 2	258.27	12.29	2 4 5 . 9 8	141.44	57.5	5 9 . 5
1 3	258.40	12.30	2 4 6 . 1 0	141.44	57.5	59.5

⁽注)平成10年12月以降のたばこ税には、たばこ特別税を含む。

紙巻たばこの販売数量の推移



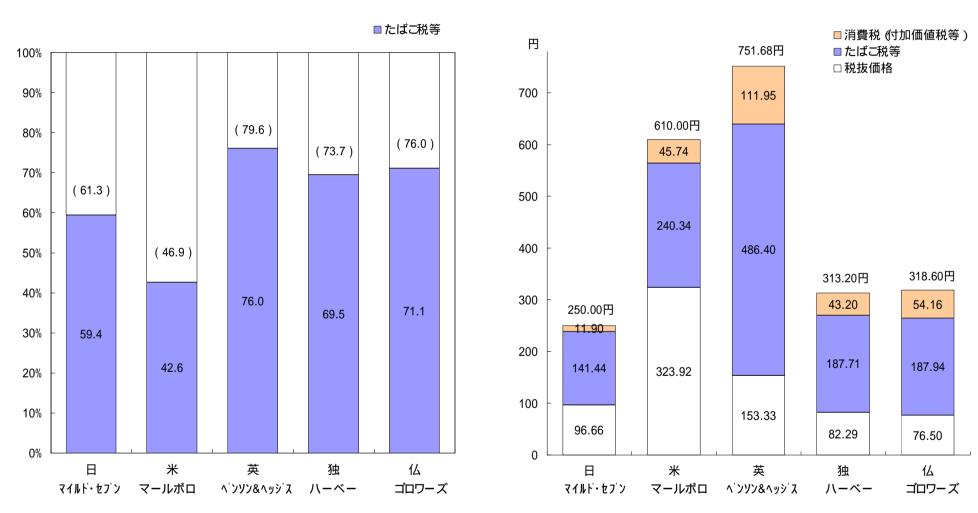
(9. 4. 1) (10.12. 1)

(注) 平成14年については、14年度予算における課税見込数量である。

諸外国の紙巻たばこの税負担割合等

消費税(付加価値税等)抜き小売価格に占めるたばご税等の割合

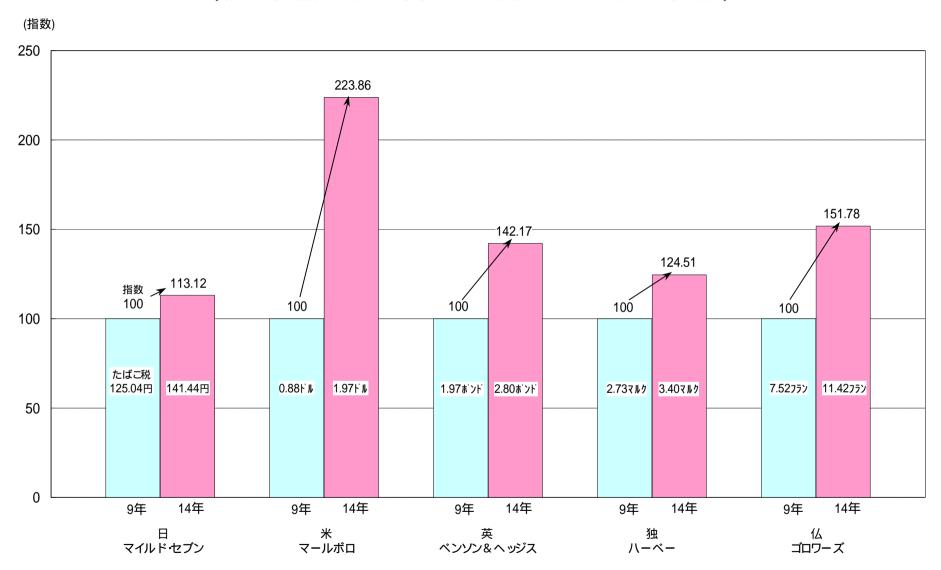
1箱当たりの価格と税額



- (注)1 平成14年4月現在の価格に基づく1箱20本、ドイツは19本)当たりの数値である。
 - , 2 アメルの数値はニューヨーク市を例示している。
 - 3 ()内は、消費税(付加価値税等)込み小売価格に占めるたばご税等及び消費税(付加価値税等)の割合である。
 - 4 各国の付加価値税等の税率は次のとおり、日本(消費税等)5%、アメリカ(小売売上税)8.25%、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス19.6%
 - 5 邦貨換算には、次のレートを用いた。1 ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円

諸外国の紙巻たばこのたばこ税の動向

(各国の主要銘柄の平成 9年 1月時点のたばご税額を100として平成14年 4月と比較)



- (注)? 平成9年1月及び平成14年4月の価格等により作成。ただし、ドイツ及びフランスについては、11-0=1.95583マルケ=6.55957フランにより試算した。 ? 日本及びアメリカについては、国税及び地方税の合計であり、日本のたばご税には、たばご特別税を含む。

 - ? たばご税額は、1箱 (20本、ドイツは19本)当たりの税額である。
 - ? アメルの数値はニューヨーケ市を例示している。

WHOたばこ対策枠組条約について

第52回WHO総会決議(1999年5月)

世界保健機構(WHO)は、喫煙を抑制し健康の増進を図るため、「たばこ対策枠組条約」草案を2003 年 5 月の第 56 回総会までに作成すべく交渉を開始する、との決議を採択。

- ・枠組条約及び議定書の起草及び交渉を行うための「政府間交渉組織」を設立する。
- ・枠組条約の骨子案を作成するための「作業部会」を設立する。
- ・作業部会は、条約骨子案の作成作業を開始し、2000年1月にその進捗状況を執行理事会へ報告し、同年5月の総会に報告書を提出する。
- ・その後、政府間交渉組織において、条約及び議定書の作成交渉を開始し、2003年5月の総会で採択することを目標とする。

これまでの交渉状況

2000年10月以後、政府間交渉会議はこれまで4回開催されており、次回は2002年10月に開催予定。

(参考) 現時点における議長テキストの全体の構成

- A.前文
- B.定義
- C . 目的
- D. 指針となる原則
- E.一般的義務
- F. たばこ需要削減のための価格及び課税措置
- G. たばこ需要削減のための非価格措置
- H. たばこへの依存及び禁煙に関するたばこ需要の減少のための措置
- I. たばこ供給に関する措置
- J. 損害賠償及び責任

- K.調査、研究及び情報交換
- L.科学上、技術上及び法制上の協力
- M . 締約国会議
- N.事務局
- O.締約国会議、WHO及び他の関連の国際機関との関係
- P. 報告とデータの交換
- Q.資金
- R.紛争の解決
- S. 条約の発展
- T. 最終条項

特定財源等の概要(平成14年度予算・地方財政計画額)

1. 国 税

税 目 (※ 目的税)	課税対象	税 率	税 収 の 使 途	根拠法	税	収
揮 発 油 税 (昭和24年創設· 29年特定財源)	揮 発 油	4 8,600円/kl (本則税率:24,300円/kl)	・国の道路財源(1/4 は道路 整備特別会計に直入)	道路整備緊急措置法3,5	28,	億円 4 4 2
地方道路税※(昭和30年創設)	揮発油	5,200円/kl (本則税率:4,400円/kl)	・地方の道路財源として全額 譲与	地方道路税法1 地方道路譲与税法1,8	3 , (地方分 3 ,	0 4 3 0 4 3)
石油ガス税 (昭和41年創設)	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	1/2 は国の道路財源1/2 は地方の道路財源として譲与	道路整備緊急措置法3 石油ガス譲与税法1,7		2 8 0 1 4 0)
自動車重量税(昭和46年創設)	乗用車、トラック、バス、 軽自動車等	(例) ・ 無用車(輌量0.5トンごとに) ・ 自家用 6,300円(年) ・ 営業用 2,800円(年) ・ 軽自動車(1両につき) ・ 自家用 4,400円(年) ・ 営業用 2,800円(年) ・ 対税率: いずれ 2,500円)	・国の道路財源(注) ・公害健康被害の補償費用の 財源として交付 ・1/4 は地方の道路財源とし て譲与	公害健康被害の補償等に 関する法律附則19の2 自動車重量譲与税法1,7	1 1 , (地方分 2 ,	2 0 0 8 0 0)

⁽注) 自動車重量税収の3/4は法律上は国の一般財源であるが、税創設の経緯等から8割相当額は道路整備に充ててきたところ。平成14年度予算においては 道路特定財源等の額が道路予算の額を2,247億円上回ることとなり、この分を一般財源として活用。

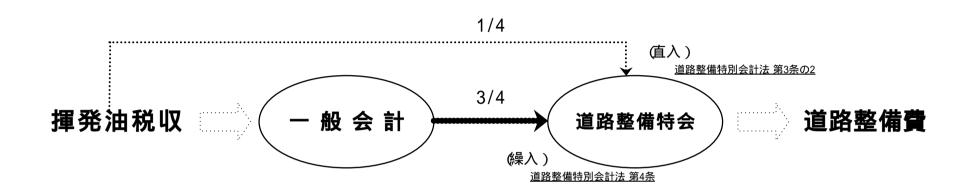
税 目 (※ 目的税)	課税対象	税 率	税 収 の 使 途	根拠法	税収
航空機燃料税(昭和47年創設)	航空機燃料	26,000円/kl	・11/13 は国の空港整備財源・2/13 は地方空港対策費と して譲与	空港整備特別会計法3,附 則⑪ 航空機燃料譲与税法1,7	1,075(地方分 165)
電源開発促進税※(昭和49年創設)	一般電気事業者の販売電気	4 4 5 円/千キロワット時	・電源立地対策及び電源多様化対策財源	電源開発促進税法1 電源開発促進対策特別会 計法3の3	3,767
石 油 税 (昭和53年創設)	原油、輸入石 油製品、天然 ガス等	(例)原油、輸入石油製品 2,040円/kl	・石油及びエネルギー需給構造高度化対策財源	石油及びエネルギー需給 構造高度化対策特別会計 法 4	4,800

2. 地 方 税

税 目 (※ 目的税)	課税対象	税率	税 収 の 使 途 根 拠 法	税 収
軽油引取税※(昭和31年創設)	軽油の引取り	3 2 , 1 0 0 円/kl (本則税率:15,000円/kl)	・都道府県及び指定市の道路 地方税法700,700の50 財源	11,851
自動車取得税※(昭和43年創設)	自動車の取得	・自家用 取得価格の5% ・営無吸避動 "3% (本則税率:いずれも3%)	・地方公共団体(7割市町 地方税法699, 699の33 村、3割都道府県及び指定 市)の道路財源	4,657

(注) このほか、入湯税等がある。

揮発油税収と道路整備費について



道路整備緊急措置法 抄)

第2条第1項

建設大臣は、平成十年度以降五箇年間における高速自動車国道及び一般国道・・の新設、改築、維持及び修繕(以下_道路の整備」という。)に関する計画(以下_道路整備五箇年計画」という。)の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

第3条

政府は、平成十年度以降五箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額・・・に相当する金額を道路整備五箇年計画の実施に要する国が支弁する経費(以下<u>道路整備費</u>」といる<u>の財源に充てなければならない。</u>

一 当該年度の揮発油税等の収入額の予算額

二(略)

(道路整備特別会計法・抄)

第3条の2

揮発油税の収入のうち道路整備緊急措置法第五条第二項に定める額に相当するものは、同項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、この会計の歳入に組み入れるものとする。

第4条

道路整備事業(道路整備緊急措置法第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。)に要する費用で国が負担する もの並びに第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の金額は、政令で定める金額に相当する金額を除くほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

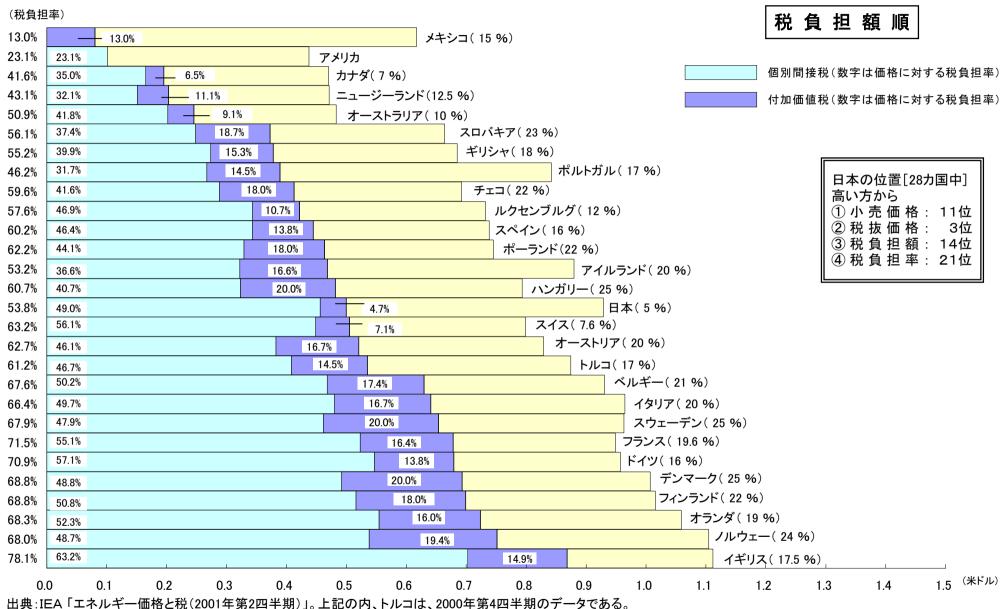
道路整備五箇年計画について(抄)

平成10年1月30日 閣議 7 解

1 平成 10年度から平成 14年度に至る五箇 年間における道路投資の規模を次のとおり とし、新道路整備五箇年計画を強力に推進 するものとする。

一般道路事業29兆2,000億円有料道路事業17兆0,000億円地方単独事業26兆8,000億円調整費5兆0,000億円合計78兆0,000億円

OECD諸国のガソリン10当たりの価格と税(2001年第1四半期)

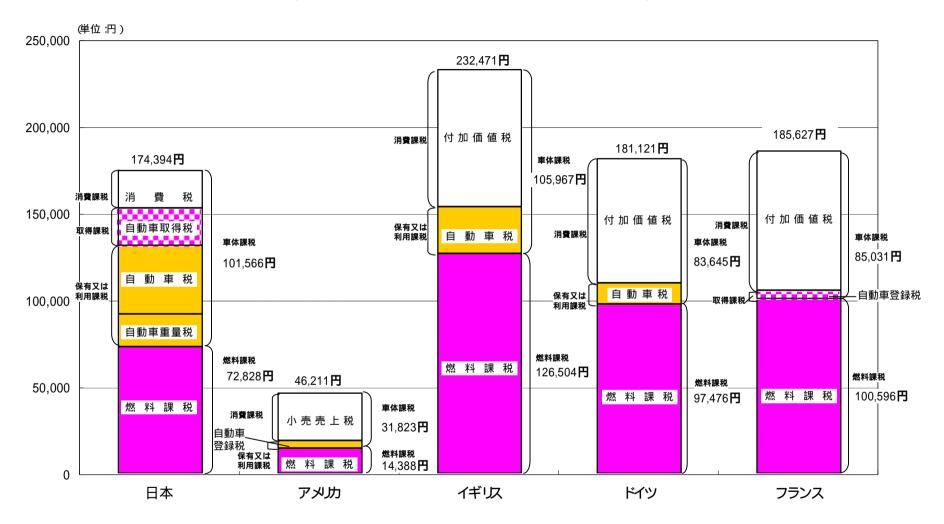


(注) 1. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。 また、()書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。

2. わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税である。なお、石油税を加えた場合の税負担率は55.6%となる。

自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較(試算)

(2000 cc クラスの自家用乗用車の例)



- (注) 1. 車両重量 1.5 トシ、耐用年数 6年、年間ガソルジ消費量 1,200?、平成14年1月現在の税率車体価格 :日本 2,719,500円、アメカ 17,721ト ル、イギリス 18,290ポント、ドイツ 28,8001-0、フランス 27,2101-0燃料価格 :日本 101.8円/?、アメカ 39.6セント/?、イギリス 79.0ペンス/?、ドイツ 0.931-0/?、フランス 0.951-0/? 為替レート:アメカ 1ト ル = 122円、イギリス 1ポント = 174円、ドイツ 11-0 = 108円、フランス 11-0 = 108円アメカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率によった。フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。
 - 2 上記のほかに重量課税として、フランスにおいては車軸税 (12 以上の トラック等が課税対象) アメカにおいては高速道路自動車利用税 (約25 超の トレーラー等が課税対象)がある。

地球温暖化対策推進大綱(抄) (地球温暖化対策推進本部、平成14年3月)

第4 6%削減約束達成に向けた地球温暖化対策の推進

- 9. その他
- (3)ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手段の特徴を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。

費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済 合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との 比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論 点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討す る。